

石川県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、令和6年1月25日厚生労働省老発0125第5号厚生労働省老健局長通知「令和5年度介護職員処遇改善支援事業の実施について」の別紙「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱（以下「国実施要綱」という。）」及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 この補助金は、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、介護職員を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助金は、介護サービス事業所等に勤務する介護職員等を対象に国実施要綱6に定める要件を満たした賃金改善を実施する介護サービス事業者等へ交付する。

(補助金の額)

第4条 補助額は国実施要綱5に定める算定方法に基づき算出される額とする。

(補助事業の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、第1号様式による補助金交付申請書に、「別紙様式2-1」及び「別紙様式2-2」（以下、「計画書」という。）を添えて、別途定める期日までに知事に提出しなければならない。

なお、計画書の提出をもって、第1号様式の提出があったものとみなす。

2 前項の規定による申請は、介護サービス事業者等が、同一法人内の事業所・施設の分をとりまとめ、一括して行うものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、申請があったときは、当該申請書等の内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに交付決定を行い、事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第7条 前条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 補助事業者が地方公共団体である場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる条件。
- (2) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第2号様式による補助金変更承認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(概算払い)

第9条 知事は、この要綱に定める補助金について、原則概算払いの方法により、補助事業者に交付するものとする。

- 2 前項に定める補助金の概算払を受けようとするときは、知事に請求しなければならない。
- 3 前項の請求について、事業者が計画書に記載した賃金改善実施期間において提供した介護サービスのうち、令和6年4月から5月のサービス分の各月の介護報酬の請求を国保連に行う毎に、当該請求のあった介護報酬の額に基づき第4条に規定する方法により算定された補助金額について、概算払の請求がなされたものとみなす。なお、令和6年2月及び同年3月請求分の介護報酬額に基づき算定された補助金額については、令和6年4月サービス分の介護報酬の請求時に概算払の請求がなされたものとみなす。

(補助事業の廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業の廃止をしようとするときは、速やかに第3号様式による補助金廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第4号様式による補助金実績報告書に「別紙様式3-1」、「別紙様式3-2」（以下、「報告書」という）を添えて、知事に報告しなければならない。

なお、報告書の提出をもって、第4号様式の提出があったものとみなす。

- 2 前項の実績報告を行う場合は、補助事業の完了の日から30日を経過する日又は知事

が別途指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付された一部又は全部の補助金について、期間を定めて返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付要件又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処されたとき
- (5) 交付を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき

2 知事は、補助対象事業者が第11条の規定により実績報告書を提出した場合において補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない等、交付要件を満たさない場合には、期間を定めて返還を命じることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めのない事項及び補助金の交付に関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。